

## 相談支援事業の要医療児者支援体制加算算定について

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援、障害児相談支援について、さらなる質の向上を目指すための見直しが行われ、要医療児者支援体制加算が制定されました。

当事業所は、支援体制要件に必要な研修を修了した専門相談員を令和 7 年 12 月 10 日より配置しております。

### ○要医療児者支援体制加算とは

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して、適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置し、適切な計画相談支援を提供するための制度です。

### ○要医療児者支援体制加算を算定するにあたって要件となる受講済研修

【受講済研修名】「令和 7 年重症心身障がい児者等に対する医療的ケア児等コーディネーター養成研修」

【開催日】 令和 7 年 11 月 17 日・令和 7 年 12 月 9 日

【受講者名】 森山 智子